

## 金銭の振込先指定方式取扱規定

### 1. (目的)

この規定は、お客さまの当行における口座内のすべての投資信託受益権のお取引により当行がお客さまに支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客さまのあらかじめ指定する当行の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む場合の取り扱いを定め、もってお客さまと当行との受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

### 2. (申込方法)

お客さまは「投資信託振替決済口座設定申込書」に指定預金口座を記載することによってこの取引を申し込むものとし、かつ当行が承諾した場合に限りこの方式を採用することができます。

### 3. (指定預金口座の取扱)

指定預金口座は原則として当行の投資信託取引口座名義と同一とさせていただきます。

### 4. (指定預金口座の確認)

- (1) 当行は前条により預金口座の指定があったときは、速やかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますから、記載内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申出ください。
- (2) 前項の「指定預金口座ご確認のお願い」を当行が送付後1週間は振込請求をうけましても、指定預金口座への金銭の振込はできないことがあります。

### 5. (指定預金口座の変更)

- (1) 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届出ていただきます。
- (2) 変更申込み後の取扱いは前記に準じて行うものとします。

### 6. (金銭の受渡精算方法の指示)

金銭の受渡精算方法については、原則この規定に基づく振込といたします。

### 7. (受入書類等)

前条に基づき振込を行う場合には、その都度の受領書の受入は不要といたします。

### 8. (振込金額等の確認)

当行は原則として、金銭を指定預金口座へ振込んだ場合には、計算書等に振込金額等を記載して送付しますのでその内容をご確認ください。

### 9. (手数料)

振込にかかる手数料は当行にて負担いたします。

### 10. (免責)

当行は、次に掲げる損害はその責を負いません。

- ① 当行が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- ② 災害、事変その他の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延、または不能となったことにより生じた損害

### 11. (この規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載又はその他相当の方法により周知します。

### 12. (解除)

本取決めはお客さまと当行のいずれか一方の申し出により解除することができます。

以 上